

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 平成二十八年第一回東京都議会定例会の招集……………(財務局主計部議案課)……………一
- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……………(都市整備局住宅政策推進部不動産課)……………一
- 宅地建物取引業法による行政処分(三件)……………(同)……………二
- 建築基準法による意見の聴取……………(都市整備局市街地建築部調整課)……………二
- 建築基準法による一団地の区域……………(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………三
- 知事指定薬物の指定……………(福祉保健局健康安全部業務課)……………三
- 保安林の指定解除予定……………(産業労働局農林水産部森林課)……………三
- 保安林の指定予定……………(同)……………四
- 政治団体の届出……………(同)……………四
- 政治団体の届出事項の異動の届出……………(同)……………六
- 政治団体の解散の届出……………(同)……………七
- 資金管理団体の届出事項の異動の届出……………(同)……………八
- 資金管理団体の取消しの届出……………(同)……………九

### 公告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………九
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………(同)……………一〇
- 開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………三
- 平成二十七年十二月二十八日付東京都規則第二百十九号……………三

### 告示

●東京都告示第六十一号  
平成二十八年第一回東京都議会定例会を、二月十七日に招集する。

平成二十八年二月十日  
東京都知事 外 添 要 一

### 東京都告示第六十二号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成二十八年二月十日  
東京都知事 外 添 要 一

- 一 日時 平成二十八年二月二十二日 午後二時三十分
- 二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室
- 三 被聴聞者  
(一) 商号 有限会社ケイエムホーム

### (二) 代表者氏名 代表取締役 鈴木 智道

- (三) 主たる事務所の所在地 台東区下谷三丁目八番九号
- (四) 免許証番号 東京都知事(4)第七四五九三号
- (五) 免許年月日 平成二十三年十一月一日

### 一 日時 平成二十八年二月二十二日 午後三時三十分

- 二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

### 三 被聴聞者

- (一) 商号 株式会社イズム
- (二) 代表者氏名 代表取締役 石堂 信嗣
- (三) 主たる事務所の所在地 千代田区外神田二丁目十三番五号
- (四) 免許証番号 東京都知事(2)第八九八七四号
- (五) 免許年月日 平成二十五年十一月七日

### 一 日時 平成二十八年二月二十四日 午後二時三十分

- 二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

### 三 被聴聞者

- (一) 商号 株式会社シャネロン
- (二) 代表者氏名 代表取締役 豊島 千浪
- (三) 主たる事務所の所在地 渋谷区神宮前三丁目四十二番十五号の六〇一
- (四) 免許証番号 東京都知事(10)第三五〇二二二号
- (五) 免許年月日 平成二十三年九月一日

### 一 日時 平成二十八年二月二十四日 午後三時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

- (一) 商号 ダイイチコーポレーション株式会社
- (二) 代表者氏名 代表取締役 眞鍋 優
- (三) 主たる事務所の所在地 港区芝二丁目一番十九号
- (四) 免許証番号 東京都知事(2)第八八一七五号
- (五) 免許年月日 平成二十四年九月七日

●東京都告示第百六十三号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十五条第二項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年二月十日

東京都知事 舛 添 要 一

一 被処分者

- (一) 商号 株式会社アーバン・ホームズ
- (二) 代表者氏名 代表取締役 小沼 健彦
- (三) 主たる事務所の所在地 港区六本木七丁目十三番二一〇三号
- (四) 免許証番号 東京都知事(3)第八一三七四号
- (五) 免許年月日 平成二十四年十一月十五日
- 二 処分年月日 平成二十八年二月二日
- 三 処分内容 業務の全部の停止七日間(平成二十八年二月十七日から同月二十三日まで)
- 四 適用条項 宅地建物取引業法第三十五条第一項及び第六十五条第二項第二号

●東京都告示第百六十四号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十五条第二項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年二月十日

東京都知事 舛 添 要 一

一 被処分者

- (一) 商号 株式会社興亜
- (二) 代表者氏名 代表取締役 千葉 治男
- (三) 主たる事務所の所在地 新宿区歌舞伎町一丁目一番十九号
- (四) 免許証番号 東京都知事(4)第七七五〇三号
- (五) 免許年月日 平成二十六年六月十一日
- 二 処分年月日 平成二十八年二月二日
- 三 処分内容 業務の全部の停止七日間(平成二十八年二月十七日から同月二十三日まで)
- 四 適用条項 宅地建物取引業法第三十五条第一項及び第六十五条第二項第二号

●東京都告示第百六十五号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十五条第二項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年二月十日

東京都知事 舛 添 要 一

一 被処分者

- (一) 商号 株式会社ルネッサンス
- (二) 代表者氏名 代表取締役 針生 利喜秀
- (三) 主たる事務所の所在地 港区六本木三丁目七番一―一四一〇号

所の所在地

- (四) 免許証番号 東京都知事(2)第八八二五号
- (五) 免許年月日 平成二十五年二月八日
- 二 処分年月日 平成二十八年二月二日
- 三 処分内容 業務の全部の停止十五日間(平成二十八年二月十七日から同年三月二日まで)
- 四 適用条項 宅地建物取引業法第三十五条第一項及び第六十五条第二項第二号

●東京都告示第百六十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十八条第五項ただし書の規定による許可申請があったので、同条第十四項の規定により、次のように公開による意見の聴取(以下「公聴会」という。)を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、知事に対し、意見の要旨並びに住居、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

平成二十八年二月十日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 公聴会を行う日時 平成二十八年二月十八日(木曜日)午後二時から
- 二 公聴会を行う場所 東京都庁第二本庁舎二十階二十E会議室  
新宿区西新宿二丁目八番一号
- 三 書面の提出先 東京都都市整備局市街地建築部調整審査係(東京都庁第二本庁舎三階)  
新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話〇三(五三八八)三三三四
- 四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため

建築主名 新宿区西新宿六丁目五番一号  
 所氏名 独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部  
 建築敷地 新宿区四谷一丁目五十番地  
 地域地区 第一種住居地域、近隣商業地域、商業地域、  
 等 四十メートル高度地区、二十メートル第二種高度地区、四谷駅周辺地区計画及び四谷駅前地区第一種市街地再開発事業

申請の概要

工事種別 新築  
 及び用途 事務所、共同住宅、集会所、物販店舗、飲食店、大学、語学学校及び付属自動車庫  
 敷地面積 約一七、九三二平方メートル  
 建築面積 約一〇、三三〇平方メートル  
 延べ面積 約一三九、六四二平方メートル  
 構造及び階数 鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び一部鉄筋コンクリート造  
 高さ 地上三十一階地下三階 一四四・六八メートル  
 適用条文 建築基準法第四十八条第五項ただし書

●東京都告示第百六十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条第一項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。  
 平成二十八年二月十日

東京都知事 外 添 要 一

一 対象区域の地名地番及び認定年月日  
 対象区域の地名地番 認定年月日  
 品川区東品川四丁目六十一番一及び 平成二十八年二月二十一  
 同番五の各一部並びに七十一番一

二 認定計画書の縦覧場所  
 東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第百六十八号

東京都薬物の濫用防止に関する条例(平成十七年東京都条例第六十七号)第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。  
 平成二十八年二月十日

東京都知事 外 添 要 一

一 知事指定薬物の名称  
 (一) 化学名 一ーブチル一Nー(二ーフェニルプロパン一ニール)一ーHーインドール一三ーカルボキサミド(通称名CUMYL-BICA)及びその塩類  
 (二) 化学名 一ー(五ーフルオロペンチル)一Nー(二ーフェニルプロパン一ニール)一ーHーピロロ[二・三ーb]ピリジン一三ーカルボキサミド(通称名CUMYL-5FP7AICA)及びその塩類  
 (三) 化学名 二ー(八ープロモ一ニ・三・六・七ーテトラヒドロベンゾ[一・二ーb:四・五ーb]ジフラン一四一ール)エタンアミン(通称名二C-B-FLY)及びその塩類  
 二 指定理由  
 人の身体に使用することにより、精神に幻覚等の作用を及ぼし、また、これを濫用することにより、人の健康に被害が生じると認められるため。

三 施行期日

平成二十八年二月十一日

●東京都告示第百六十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十条の規定により告示する。  
 平成二十八年二月十日

東京都知事 外 添 要 一

一 解除を予定する保安林の所在場所  
 あきる野市養沢字上養沢九八四番二・九八五番三(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、九八四番八、九八五番九  
 二 保安林として指定された目的  
 土砂の流出の防備  
 三 解除の理由  
 指定理由の消滅  
 (「次の図」は、省略し、その図面を東京都産業労働局農林水産部及びあきる野市役所に備え置いて縦覧に供する。)  
 一 解除を予定する保安林の所在場所  
 西多摩郡奥多摩町氷川字不老二一七一番一(次の図に示す部分に限る。)  
 二 保安林として指定された目的  
 土砂の流出の防備  
 三 解除の理由

指定理由の消滅及び道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を東京都産業労働局農林水産部及び奥多摩町役場に備え置いて縦覧に供する。)

●東京都告示第七十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定であるので告示する。

平成二十八年二月十日

東京都知事 舛 添 要 一

一 保安林予定森林の所在場所

大島町泉津字波牛八三四番一、同町泉津字大坂八六〇番一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び大島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。)第六条第一項(法第六条の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定による政治団体の届出があつたので、法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十八年二月十日

東京都選挙管理委員会

## 1 政党の支部

## (1) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	公職の種類 (第1号)
民主党東京都第4総支部	井戸 正枝	望月 伸介	大田区蒲田5-46-11	H27. 10. 29	○	衆議院議員

## 2 政党及び政治資金団体以外の政治団体（その他の政治団体）

## (1) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
あおうめ	海野 和豊	海野 和豊	青梅市東青梅3-16-9	H27. 10. 14
いとうひでと後援会	伊藤 英人	伊藤 英人	西多摩郡奥多摩町丹三郎123番地	H27. 10. 29
関東バス労働組合交通政策研究会	陸川 知威	内野 賢司	杉並区善福寺1-15-25	H27. 10. 16
渋谷政治文化プロジェクト	関 敏之	関 敏之	渋谷区神山町10-7	H27. 10. 21
清水明後援会	清水 明	加藤 公義	西多摩郡奥多摩町棚沢449番地	H27. 10. 14
信頼の小金井・市民の会	川口 開治	田中 留美子	小金井市本町5-39-23	H27. 10. 21
大政会大和塾東京支部	小田 耕一郎	佐藤 摩紀	大田区大森南3-10-8	H27. 10. 7
東京維新の会	柳ヶ瀬 裕文	鈴木 勝博	大田区千鳥2-35-5	H27. 10. 29
西東京バス交通政策研究会	水村 勝彦	黒山 一成	八王子市明神町2-5-9	H27. 10. 6
みんなで小金井を変える会	白井 亨	小山 美香	小金井市前原町3-40-1	H27. 10. 27

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党東京都国立市第2支部	三田 敏哉	会計責任者の氏名	三田 和寛	福士 光高	H27. 9. 30
自由民主党東京都世田谷区第四十三支部	石川 直美	主たる事務所の所在地	世田谷区八幡山3-23-26	世田谷区船橋1-15-16	H27. 10. 18
日本を元気にする会東京都渋谷区議会第1支部	田中 匠身	主たる事務所の所在地	渋谷区笹塚2-14-4	渋谷区幡ヶ谷1-11-13	H27. 9. 3

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体(その他の政治団体)

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
あきやこうき後援会	秋谷 好基	主たる事務所の所在地	千代田区九段北1-9-11	千代田区九段北1-2-8	H27. 10. 22
有川りえ子コロンプスの会	松村 りえ子	代表者の氏名	松村 りえ子	有川 りえ子	H24. 4. 23
クリーン千代田	秋谷 好基	主たる事務所の所在地	千代田区九段北1-9-11	千代田区九段北1-2-8	H27. 10. 22
資格者交流機構	横須賀 博	主たる事務所の所在地	港区西麻布1-15-1	港区西麻布1-12-8	H27. 10. 1
芝浦会	山田 守	代表者の氏名	山田 守	鹿島 豊	H27. 10. 7
新都政研究会	三田 敏哉	会計責任者の氏名	三田 和寛	福士 光高	H27. 9. 30
信頼の小金井	川口 開治	政治団体の名称	信頼の小金井	信頼の小金井・市民の会	H27. 10. 29
税理士による片山さつき後援会	原田 伸幸	会計責任者の氏名	富永 英里	渡邊 久雄	H27. 10. 7
税理士によるくしぶち万里後援会	杉崎 太吉	会計責任者の氏名	須藤 彦次郎	高橋 秀明	H27. 10. 6
税理士による松原仁を囲む会	市川 光夫	代表者の氏名	市川 光夫	富永 絵里	H27. 10. 2
		会計責任者の氏名	武田 空知	加藤 浩子	H27. 10. 2
世田谷区医師政治連盟	窪田 美幸	代表者の氏名	窪田 美幸	古畑 正	H27. 9. 25
		会計責任者の氏名	秋元 直人	本間 正敏	H27. 9. 25
高野のりお後援会	伊達 和男	代表者の氏名	伊達 和男	北島 和一	H27. 10. 1
東京電力労働組合政治連盟 東京都支部	井上 徹	代表者の氏名	井上 徹	大塚 敬章	H27. 10. 5
		会計責任者の氏名	佐藤 重己	井上 徹	H27. 10. 5
東京めっき経済研究会	神谷 博行	代表者の氏名	神谷 博行	八幡 順一	H27. 5. 22
豊島税理士政治連盟	石井 啓子	代表者の氏名	石井 啓子	根里 泰夫	H27. 6. 12

●東京都選挙管理委員会告示第七号  
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)。以下

「法」という。(第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、法第七条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十八年二月十日

東京都選挙管理委員会

		会計責任者の氏名	中嶋 寿康	寺澤 司	H27. 6. 12
西東京・生活者ネットワーク	渡辺 嘉津子	代表者の氏名	渡辺 嘉津子	荒井 真木	H27. 4. 1
練馬東税理士政治連盟	押野 恭寛	主たる事務所の所在地	練馬区豊玉上2-23-10	練馬区豊玉北5-15-14	H27. 10. 1
松本文明後援会	河原井 守	代表者の氏名	河原井 守	青山 併	H27. 1. 1
向島税理士政治連盟	菊池 照雄	会計責任者の氏名	西田 信行	藤間 博昭	H27. 6. 3
山田宏事務所	山田 宏	主たる事務所の所在地	杉並区上荻1-18-3	小平市学園東町1-15-5	H27. 10. 15
		会計責任者の氏名	長谷川 毅	新良 薫	H27. 10. 15
		公職の種類(第一号)	参議院議員	衆議院議員	H27. 10. 15
		公職の候補者の氏名及び公職の種類(第二号)	山田 宏、参議院議員		H27. 10. 15
東京都医師政治連盟世田谷支部	窪田 美幸	代表者の氏名	窪田 美幸	古畑 正	H27. 9. 25
		会計責任者の氏名	秋元 直人	本間 正敏	H27. 9. 25
東京都調布市歯科医師政治連盟	森田 泰典	会計責任者の氏名	乙黒 明彦	杉本 明	H27. 4. 1

備考 従来、東京都選挙管理委員会に届出がされていた有川りえ子コロンプスの会及び山田宏事務所は、総務大臣に届出すべき政治団体となったものである。

●東京都選挙管理委員会告示第八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七條第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十八年二月十日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	解散年月日
次世代の党西東京市議会第一支部	瀧島 喜重	H27. 10. 28
みんなの党東京都渋谷区議会第3支部	小林 崇央	H26. 11. 28

2 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者	解散年月日
たきがみ明後援会	滝上 明	H27. 10. 20

●東京都選挙管理委員会告示第九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十八年二月十日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
山田 宏	山田宏事務所	主たる事務所 の所在地  公職の種類	杉並区上荻1-18-3	小平市学園東町1-15-5	H27. 10. 15
			参議院議員	衆議院議員	H27. 10. 15



●東京都選挙管理委員会告示第十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十八年二月十日

東京都選挙管理委員会

1 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
滝上 明	たきがみ明後援会	H27. 10. 20

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年二月十日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十七年十一月十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人自立支援センター東大和

三 代表者の氏名

海老原 宏美

四 主たる事務所の所在地

東京都東大和市南街一丁目二十二番地の六 シティコ

ー卜南街一階

五 定款に記載された目的

この法人は、障害を持つ人が地域で自立した生活を営んでいくために必要な支援や権利擁護などに関する事業を行い、障害を持つ当事者自身が運営やサービス等意思決定の主体となつて、共に生きる地域社会づくりを推進し、もつて社会全体の福祉の向上に寄与することを目的

とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年十一月十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人設備システム研究会

三 代表者の氏名

三木 秀樹

四 主たる事務所の所在地

東京都品川区西五反田八丁目三番十三号 フルオカビル四階

五 定款に記載された目的

この法人は、建築及び建築設備専門工事業の技術関係者や一般市民に対して、専門分野の情報をデータベース化し、インターネット・ホームページセミナー、講演会の主催や運営を通して、幅広く情報を提供する事業を行い、学術、文化の振興や職業能力の開発のみならず、情報社会の発展等、広く公益に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年十一月十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人環境経営学会

三 代表者の氏名

後藤 敏彦

四 主たる事務所の所在地

東京都千代田区飯田橋二丁目四番十号 五F

五 定款に記載された目的

この法人は、応用哲学、「人工環境学」をはじめとして、工学、経営学その他の関連諸科学と諸経験を総合し、「マネジメント フォー サステナビリティ」(環境循環型経営)の確立のため、研究者、経営者、市民の理論的・実証的研究の場を開設し、地球環境問題対応の戦略とプロセスを明らかにし、キー・ポイントでの方法論・手法を策定するための体系的な共同研究、調査、情報発信、表彰を行うことを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年十一月十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ニューイング

三 代表者の氏名

土井 規子

四 主たる事務所の所在地

東京都八王子市横山町二十五番十五号

五 定款に記載された目的

この法人は、医療に関心をもつ人々が集い、治験が正確かつ円滑に行われるように治験情報や医療情報を多くの方に伝達して、治験・医療・福祉に係る啓蒙活動を行い、日本の医学・薬学及び医療の発展に参画し、人類の福祉と公益の増進に寄与する。

また子供たちに対して学習指導や感性教育、スポーツや自然とのふれあいを目的とした行事を行うことにより、学術、文化、芸術、スポーツの振興をはかり、子供たち

の健全育成を目指すとともに、仕事を持つ母親の子育て環境の支援をしつつ、男女共同参画社会の形成の促進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年十一月十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ハビタット・フォー・ヒューマニティ・ジャパン

三 代表者の氏名

後藤 光彌

四 主たる事務所の所在地

東京都新宿区市谷田町二丁目七番地十五

五 定款に記載された目的

ハビタット・フォー・ヒューマニティは、キリストの愛と教えの実践として、世界中に存在する貧困住居問題の解消に向けて活動する団体である。この法人は、キリスト教精神に基づき、世界のハビタット・フォー・ヒューマニティと同じ理念に立って、宗教、人種、性別、貧富を問わず世界中の人々とパートナーシップを結び、貧困住居問題の解消に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三

号) 第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年二月十日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十七年十二月四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本ウォータープラン

三 代表者の氏名

石井 隆

四 主たる事務所の所在地

東京都千代田区神田神保町三丁目二番 アオキビスポ

一 クビル二F

五 定款に記載された目的

この法人は、わが国の河川、水路における小規模な水力エネルギー発電に関する企画、開発、普及に関する事業を行い、東日本大震災以降急務である代替エネルギーの実用化と共に、わが国の経済、環境、新たな産業の育成への貢献を通じて公共の福祉に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年十二月四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人難民自立支援機構

三 代表者の氏名

滝澤 三郎

四 主たる事務所の所在地

東京都港区赤坂一丁目三番十八号 コカドビル二階

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、日本社会が真の意味で、難民の人たちを受け入れ、難民の人たちの自助努力を支援しつつ、人道支援、人間の安全保障における国際社会の模範となるよう民間の力を活用し、活動を広げることにより日本社会に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年十二月七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人イデヤクルッグ

三 代表者の氏名

金子 善夫

四 主たる事務所の所在地

東京都新宿区西新宿四丁目二十一番二十九号 ジュネス西新宿二〇七

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、防災バッグ販売事業、防災・貧困に関する関心や意識を高める講演会・イベント事業、食品等を世界や日本の貧困地域に寄付する事業、直接世界の貧困地域へ出向き、学校や井戸の建設など貧困地域の開発を支援する事業を行い、災害に対する事前対策とその支援及び生活困窮者の支援を通して広く公益に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年十二月七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人すまいる

三 代表者の氏名

木村 茉帆子

四 主たる事務所の所在地

東京都八王子市泉町千六百六十九番地二十七

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者及び障害者等に対して訪問介護サービスに関する事業等を行い保健医療又は福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年十二月八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ライフキャリア・サポート協会

三 代表者の氏名

荻沼 國明

四 主たる事務所の所在地

東京都千代田区永田町二丁目十七番十七号

五 定款に記載された目的

この法人は、若年者から高齢者等それぞれの立場の者が、職場のみならず地域社会や家庭においてその力を発揮していく全員参加型社会の実現を目指そうとする一般市民や企業団体等に対して、ライフキャリア(職業能力開発、経済、子どもの健全育成健康、健康、社会教育、生きがい、情報化社会の発展、まちづくりの推進など)に係る支援をすること、それぞれの人生を豊かにし社

会の健全な発展に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十八年二月十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称  
許可を受けた者の  
住所及び氏名

東村山市青葉町三丁目三十二番十六から同番十八まで、同十六番三号  
西東京市芝久保町四丁目二番三十一、同番三十五及び同番三十六  
株式会社東栄住宅  
代表取締役 西野 弘

東村山市久米川町一丁目十一番二、同番十一、同番十四、同番十六、同番二十一及び同番二十二  
西東京市芝久保町四丁目二十六番三号  
株式会社東栄住宅  
代表取締役 西野 弘

西東京市保谷町五丁目千三百十九番五  
立川市栄町六丁目一番地の一  
株式会社サビアコーポレーション  
代表取締役 関 晴夫

西東京市泉町一丁目千五百三十四番一及び同番二の一部  
武蔵野市吉祥寺北町三丁目五番九号  
ワースタリッド株式会社  
代表取締役 金高健一郎

正 誤

○平成二十七年十二月二十八日付東京都規則第二百十九号

ページ一段一行  
増刊94  
二四  
上  
後から  
七

第十四条第二項及び第二十条中「別記第十三号様式の二」を「別記第十三号様式の三」に改める。

第十四条第二項及び第二十条中「別記第十三号様式の二」を「別記第十三号様式の三」に改める。  
第二十八条第一項を次のように改める。

発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號  
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定 価

本号  
一箇月

三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001